



島津製作所グリーン調達基準

第1版

G改訂（2010年4月改訂）

はじめに

人類の健康と地球規模の環境保全是全世界共通の願いであります。

当社は地球環境の保全と事業活動との調和を経営の最優先課題の一つとして位置付けており、経営理念である「人と地球の健康」への願いを実現する」を具現化するべく企業活動を行っております。

その観点から、使用する原材料、部品、用度品、設備等の調達において、環境への影響のより少ない物品およびサービスを優先するとともに、有害化学物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」を進め、生産等の事業活動によって発生する環境負荷を低減するように努めております。

この「グリーン調達」推進のためには、お取引先のご協力を得た活動が不可欠であり、当社の基本的な調達方針であります「共生と E（環境）、Q（品質）、C（コスト）、D（納期）」に沿って、お取引先の環境保全活動への取組み姿勢も評価させていただき、サプライチェーンに基づく良好なパートナーシップの関係を発展させていきたいと考えております。

近年、EUをはじめ、各国の化学物質規制が強化・法制化されてきており、WEEE 指令と RoHS 指令^(*)だけでなく REACH や各国の法規制にも対応できるよう調査対象化学物質の見直しを行いました。

また、RoHS 禁止時期が保留となっていました、保留は削除しました。

これにより、グリーン調達の手引きを「グリーン調達基準 第 1 版 G 改訂」として改訂し、サービスを含めたすべての調達活動で実施して参ります。今回の基準改訂により、含有化学物質については再調査へのご協力をお願いすることになりますが、環境関連法規への遵守のためにはお取引先の確かなご対応が不可欠となりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

このことを通じ、お取引先と強固なパートナーシップが構築でき、環境面での企業の社会的責任の一端をとともに果たすことができるものと考えます。

改訂のポイント

第 1 版 B 改訂（2004 年 5 月制定）（DER-MU1009B）

- ◆ 原材料・部品の RoHS 指令への適合を主目的として、禁止物質と管理物質を定義したこと。
- ◆ 禁止物質のうち RoHS 指令禁止 6 物質については、お取引先に非含有保証書のご提出を要求したこと。
- ◆ 調査対象化学物質を前回の 354 物質から 24 物質に絞ったこと。
- ◆ お取引先への要求事項として含有化学物質に関する品質保証体制の構築に重点をおいたこと。

第 1 版 C 改訂（2005 年 6 月改訂）（DER-MU1009C）

- ◆ RoHS 指令禁止物質の調達品への含有禁止時期を「2005 年 10 月 1 日」から「保留」に変更したこと。

第 1 版 D 改訂（2005 年 11 月改訂）（DER-MU1009D）

- ◆ RoHS 指令の除外項目を追加変更した。（EU 官報告示 2005 年 10 月 15 日告示の 2 項目追加および 2005 年 10 月 25 日告示の 5 項目追加と 7、8 項目目を変更）。
- ◆ お取引先調査票に自己適合宣言を追加した。

第 1 版 E 改訂（2006 年 6 月改訂）（DER-MU1009E）

- ◆ RoHS 指令の除外項目を追加した。（EU 官報告示 2006 年 4 月 28 日告示の 5 項目追加）
- ◆ お取引先調査票に環境負荷低減への取り組みを追加した。

第 1 版 F 改訂（2006 年 10 月改訂）（DER-MU1009F）

- ◆ RoHS 指令の除外項目を追加した。（EU 官報告示 2006 年 10 月 14 日告示の 9 項目追加）

第 1 版 G 改訂 (2010 年 4 月改訂) (DER-MU1009G)

- ◆ 欧州 REACH^(*2)や各国の規制に対応するため調査対象の化学物質を JIG-101 Ed 2.0^(*3)のガイドラインをベースとして独自に制定した。
- ◆ RoHS 指令禁止 6 物質の禁止時期保留を外した。
- ◆ 化学物質の変更に伴い、調査ツールを変更した。
- ◆ 環境ラベルの注記を追加した。

(*1) WEEE 指令と RoHS 指令

電機／電子機器への環境対策を規定する 2003 年 2 月 13 日に欧州連合で発行された指令の略

WEEE 指令： 廃電気・電子機器に関する欧州指令

RoHS 指令： 電気・電子機器に含まれる特定の有害物質の使用制限に関する欧州指令

(*2) REACH

2007 年 6 月 1 日からスタートした、欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度。

サプライチェーンを通じた化学物質の安全性や取扱いに関する情報の共有を、双方向で強化することや成形品に含まれる化学物質の有無（濃度）や用途についても、情報の把握を要求している。

(*3) JIG-101 Ed 2.0

グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI) が米国の CEA（米国電子工業会）、欧州の EICTA（欧州情報通信技術製造者協会）と協力して作成した、電気電子機器に関する含有化学物質情報開示のガイドライン。

JIG-101 Ed2.0 は 2009 年 4 月 28 日に改訂された第 2 版。

なお、JIG はジョイント・インダストリー・ガイドラインの略。

目次

	ページ
はじめに	i
目次	iii
1. 目的	1
2. 適用	1
3. 要求事項	1
3-1 お取引先への要求事項	2
(1) 環境マネジメントシステム（ISO14001、KES等）の認証取得	2
(2) 含有化学物質に関する品質保証体制の構築	2
(3) お取引先調査へのご協力	2
3-2 調達品への要求事項	2
(1) 含有禁止化学物質を含まないこと	2
(2) 含有化学物質調査に対するご協力	2
(3) 特定の化学物質に関する非含有保証書のご提出	3
(4) 代替・新規部品および工程変更に関するご提案	3
(5) 環境負荷低減対策製品	3
4. 原材料・部品に関するグリーン調達調査の運用概要	4
4-1 グリーン調達調査の流れ	4
4-2 グリーン調達調査のご協力事項一覧	5
4-3 機密保持	6
5. グリーン調達基準の改訂履歴	6
6. お問い合わせ先	6
別紙1 「お取引先調査票」	
別紙2 「協力会社副資材調査票」	
別紙3 「特定の化学物質に関する非含有保証書」	
別紙4 「代替・新規部品および工程変更提案書」	
本基準に関連する資料（添付していません）	
別表1 「禁止物質と管理物質リスト」	MT83-6011
別表2 「化学物質の詳細なリスト（CAS番号付き）」	MT83-6012

1. 目的

この「グリーン調達基準 第1版G改訂」は、島津製作所（以下、当社という）がお取引先から物品およびサービスを調達するときの基準を示したものです。各国の環境関連法規の遵守を図るとともに、お取引先の皆様と協力して環境負荷低減に取り組み、環境保全・循環型社会の構築に貢献します。

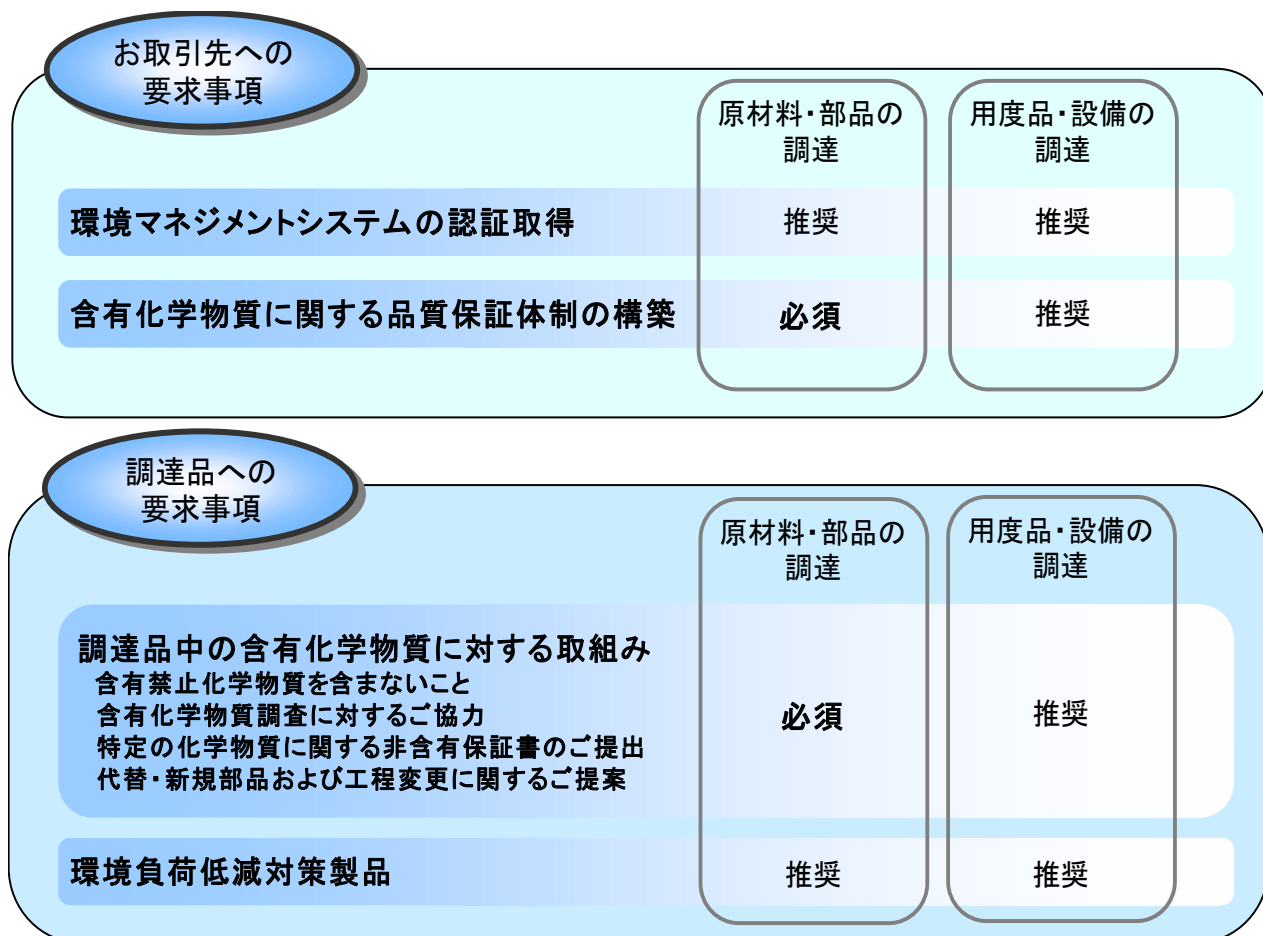
2. 適用

当社が生産する製品を構成する原材料・部品（製品・部品とともに市場に出る包装材・副資材を含む）および用度品、設備など当社の調達品すべてに適用します。当社が設計または製造を委託して製作いただく製品・部品に対しても適用します。

3. 要求事項

グリーン調達にあたっては、2つの側面（お取引先の評価と調達品の評価）に対する要求事項を定めます。これら当社の要求事項に対して、積極的に取組まれているお取引先を優先して取引させていただきます。

島津製作所 グリーン調達要求事項の概念図



3-1 お取引先への要求事項

お取引させていただくにあたって、環境関連法規に遵守していることを前提に下記、要求事項を定めます。

(1) 環境マネジメントシステム (ISO14001、KES 等) の認証取得

環境マネジメントシステムとして、ISO14001、KES 等の第三者機関の認証を取得されていることを推奨事項とします。できる限り、第三者機関の認証取得をお願いします。

(2) 含有化学物質に関する品質保証体制の構築

原材料・部品のお取引先に対しては必須とします。

用度品・設備のお取引先に対しては推奨とします。

- 1) 製造から出荷までのすべての工程において、有害化学物質を含有する部品・製品を作らない、販売しない品質保証体制を構築し、常に維持向上に努めていること。
- 2) 使用する部材の化学物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報管理ができていていること。
- 3) 含有化学物質の管理体制におけるそれぞれの責任者が決まっていること。
- 4) 有害化学物質に関する教育・啓発を、従業員および関連する業務従事者に対して行っていること。

(3) お取引先調査へのご協力

お取引先に対して、環境への取組み調査を実施しますので、回答のご協力をお願いします。

3-2 調達品への要求事項

下記 (1) ~ (4) については、

原材料・部品のお取引先に対しては必須とします。

用度品・設備のお取引先に対しては推奨とします。

下記 (5) については、

原材料・部品のお取引先に対しては推奨とします。

用度品・設備のお取引先に対しても推奨とします。

(1) 含有禁止化学物質を含まないこと

含有を禁止する物質や制限する物質のリストは別表 1 「禁止物質と管理物質リスト」に示します。

別表 1 中の禁止物質は、図面に指示が無くても使用や添加を禁止とします。

また、別表 1 中の RoHS 禁止物質は、図面などに含有禁止の指示や RoHS 対応の記載がある場合に閾値を超えて含有することを禁止します。

注：図面などの指示は、「本グリーン調達基準に記載の禁止物質は含有禁止」、「RoHS 適合のこと」や「RoHS 対応」などの記載。

(2) 含有化学物質調査に対するご協力

- 1) 別表 1 「化学物質リスト」の内、JGPSSI 開示基準欄に R、I または A の記載がある物質については、当社から対象を指定して、含有量を調査させていただきます。
調査対象は原材料・部品および副資材に含有する化学物質とします。

- 2) JGPSSI 開示基準欄が空白の物質については、当社で必要に応じて調査対象を決めて調査表を送らせていただきますので、閾値を超えて含有する場合は、含有量を回答してください。

注：調査方法について

1) 項の調査については、グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI) が米国の CEA などと協力して定めたガイドライン JIG 用の調査回答ツールを用いることを基本とします。

基本的な調査では、当社より調査依頼データ (JGP ファイル) を送らせていただきますので、上記ツールで回答データを作成して返送してください。

JIG による回答が困難な場合は、お問合せください。

なお、JIG の回答ツールなどは、島津製作所の Web ページ

<http://www.shimadzu.co.jp/aboutus/procure/green.html>

からダウンロードできます。

注：グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)について

電気電子機器業界の有志企業により 2001 年 1 月に発足した協議会で、調査対象物質リスト及び調査回答フォーマットを共通化することにより、グリーン調達調査にかかる調査労力を軽減し、回答品質の向上を目的としています。詳細を調べる場合は、下記 URL をご覧ください。

<http://www.jgpssi.jp/>

(3) 特定の化学物質に関する非含有保証書のご提出

当社の指定する特定の禁止 **6** 物質 (RoHS 指令禁止物質) が調達品に含有していないことを確認し、「特定の化学物質に関する非含有保証書」に代表者または相当の責任者のご捺印の上、ご提出ください。

(4) 代替・新規部品および工程変更に関するご提案

当社が指定する特定の禁止 **6** 物質 (RoHS 指令禁止物質) が調達品に含有している場合は、代替品のご提案と代替予定有無のご回答をお願いします。また、新規部品のお取引の際や禁止 **6** 物質 (RoHS 指令禁止物質) に関係する工程変更を伴う際にもご回答いただきます。

(5) 環境負荷低減対策製品

1) 選定基準

下記取組みを行っている調達品を優先します。

- ① 再生資源の積極的利用、製品・部品の小型化や減量化あるいは長寿命化が図られている。
- ② 省資源・省エネルギー化が図られている。
- ③ リサイクル設計がなされ、製品の分解・分別・回収が容易である。
- ④ タイプ I、II、III などの環境ラベルの対象である。
- ⑤ 商品に関する環境情報を公開している。
- ⑥ 製品アセスメントを実施している。

注：環境ラベルについて

環境ラベルはエコラベルとも呼ばれ、ISO によって 3 タイプに分類されています。タイプ I は第三者認証によるもので、日本ではエコマークが該当します。タイプ II は自己宣言によるもので、ガイドラインが設けられています。タイプ III は製品のライフサイクルにわたる環境負荷のデータを定量的に示すものです。

- 2) 調査は別途、調査要項を定めて実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

4. 原材料・部品に関するグリーン調達調査の運用概要

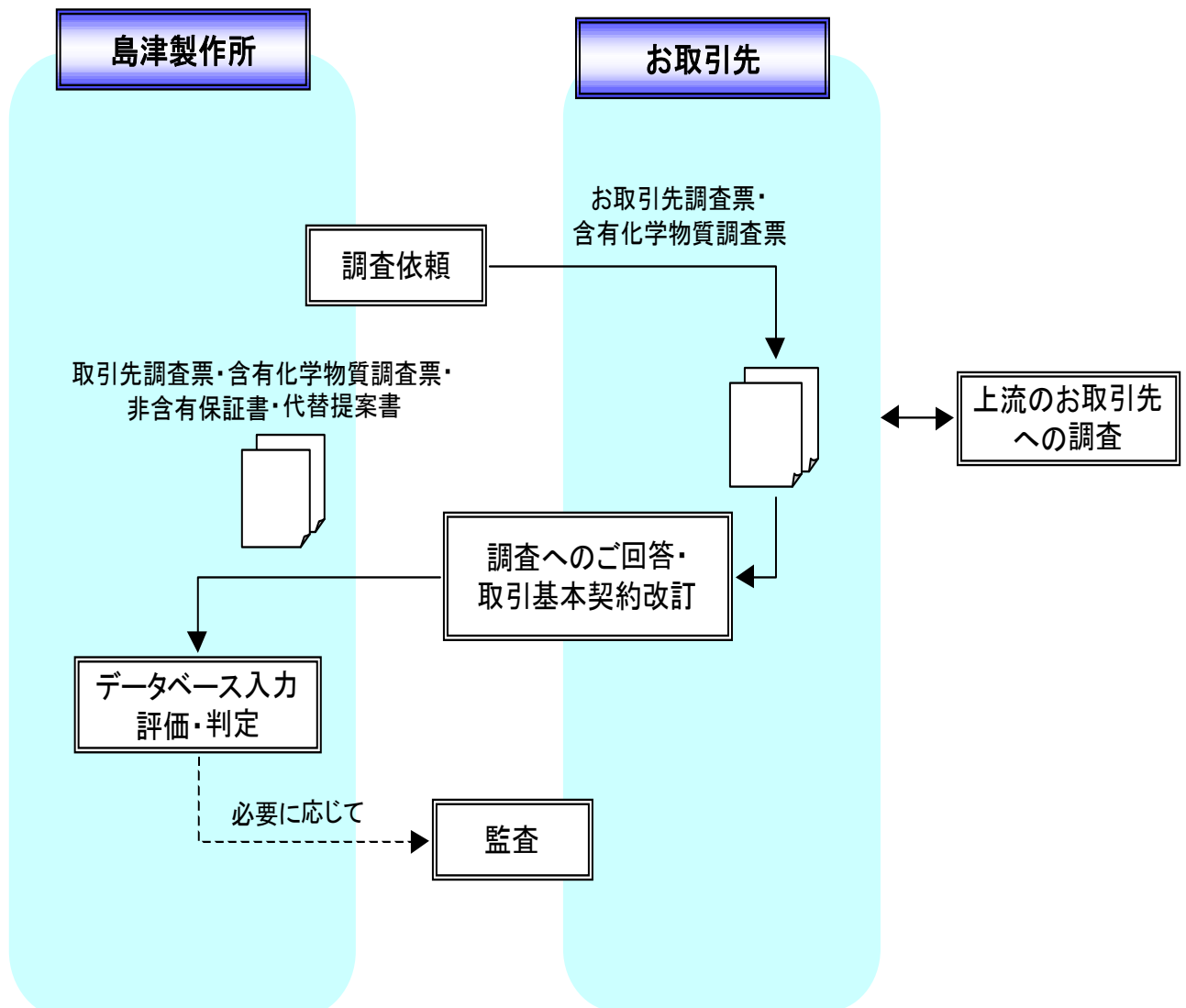
4-1 グリーン調達調査の流れ

前項の要求事項に基づいた原材料・部品の調査の流れについてまとめます。

「お取引先の調査」と「調達品に関する調査」を実施させていただきます。調達品に関する調査結果は、お取引先から当社にご回答ください。必要に応じて、お取引先がさらに上流のお取引先に調査を実施いただき、その結果をご回答いただきます。

調査結果に基づき、当社が必要と判断した際には、監査を実施させていただきます。

原材料・部品の調査の流れ



4-2. グリーン調達調査のご協力事項一覧

No.	ご提出書類・契約事項	購入取引先様	協力会社様	様式
①	お取引先調査票	○	○	別紙 1
②	外注取引基本契約変更契約書 購入品取引基本契約変更契約書 グリーン調達に関する覚書 (いずれか)	○	○	別途提示
③	含有化学物質調査票	○	○	原則として JIG-101 Ed 2.0 調査ツール Ver.4.01
④	協力会社副資材調査票	—	○	別紙 2
⑤	特定の化学物質に関する 非含有保証書	○	○	別紙 3 (改訂 A)
⑥	代替・新規部品および工程変更提 案書、または変更届出書	○	○	別紙 4 MT20-3067

① お取引先調査票

環境マネジメントシステムの認証取得と含有化学物質に関する品質保証体制の構築についての調査として、「お取引先調査票」(別紙 1)にご回答ください。

② 取引基本契約の一部変更

環境に配慮した物品およびサービスの提供をお約束いただく旨を盛り込んだ内容へ「取引基本契約書」の一部変更(条項の追加)をお願いします。

現在、取引基本契約を取り交わしていないお取引先は、「グリーン調達に関する覚書」を締結させていただきます。

③ 含有化学物質調査票

調査票のご回答は、上流のお取引先への調査に基づき、貴社の責任でご回答ください。

本調査は原則として電子データでの調査となります。原材料・部品に関する基本情報調査および含有される化学物質調査から構成されます。

④ 協力会社副資材調査票

協力会社の皆様には、「協力会社副資材調査票」(別紙 2)のご回答をお願いします。

⑤ 特定の化学物質に関する非含有保証書

含有化学物質調査票において、特定の禁止化学物質を含有無しとご回答いただいた原材料・部品に対して、そのすべてに「特定の化学物質に関する非含有保証書」(別紙 3)をご提出ください。

⑥ 代替・新規部品および工程変更提案書、または変更届出書

納入いただいている原材料・部品に関して代替品がある場合、あるいは、工程変更に伴い禁止物質の含有状況に変化がある際には、必ず「代替・新規部品および工程変更提案書」(別紙 4)または「変更届出書」(購入品の変更届出要領 MT20-3067 で制定)をご提出ください。

⑦ その他

納入いただく原材料・部品に禁止物質が含有することを知った場合、あるいは、万が一納入いただいた原材料・部品に禁止物質が含有することを知った場合は、すみやかにその旨通知して下さい。

4-3 機密保持

機密保持が必要な際には、別途ご連絡下さい。

5. グリーン調達基準の改訂履歴

改訂の履歴

- ・グリーン調達の手引き DER-MU1009 (制定：2001年10月) A改訂により廃止
- ・グリーン調達の手引き DER-MU1009A (改訂：2003年9月) B改訂により廃止
- ・グリーン調達基準第1版 DER-MU1009B (制定：2004年5月) 基準として制定
- ・グリーン調達基準第1版 DER-MU1009C (改訂：2005年6月) C改訂により廃止
禁止時期変更
- ・グリーン調達基準第1版 DER-MU1009D (改訂：2005年11月) D改訂により廃止
除外項目追加変更
- ・グリーン調達基準第1版 DER-MU1009E (改訂：2006年6月) E改訂により廃止
除外項目追加
- ・グリーン調達基準第1版 DER-MU1009F (改訂：2006年10月) F改訂により廃止
除外項目追加
- ・グリーン調達基準第1版 DER-MU1009G (制定：2010年4月) G改訂により廃止
化学物質リストと調査ツールを変更、
化学物質リストは別表だけに記載、RoHS 指令禁止物質の禁止時期保留を外した。
また、環境ラベルの注記を追加した。

グリーン調達基準は、社会情勢の変化や法規制の動向などにより改訂することがあります。
当社 Web サイト (<http://www.shimadzu.co.jp/aboutus/eco/index.html>) に最新情報を掲載いたします。

6. お問い合わせ先

株式会社島津製作所 生産支援本部 調達部 欧州規制対策チーム
〒604-8511 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
TEL 075-823-1151 FAX 075-842-0141
E-mail : green@group.shimadzu.co.jp

お取引先調査票

会社名 _____

部署名および役職 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

以下のすべての質問事項にご回答いたします。

電話番号 _____

(製造業だけでなく、販売業のお取引先様も

FAX 番号 _____

1-1~1-4にご回答下さい。該当する

E-mail _____

ところの にチェックを入れ、右上の欄も

納入区分 原材料・部品 用度品・設備

お取引先がご記入下さい。)

取引先コード _____

1-1 製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言

(自己適合宣言については、グリーン調達調査共通化協議会発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」をご参照ください。 Web サイトは下記 URL です。

http://210.254.215.73/jeita_eps/green/greenTOP.html)

- 自己適合宣言をしている。 宣言日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
自己適合宣言をしている場合は、自己適合宣言書の写しをご提出ください。
1-2、1-3のご回答は不要です。
- 自己適合宣言を計画している。 宣言予定 _____ 年 _____ 月頃
- 自己適合宣言は計画していない。

1-2 環境マネジメントシステムの認証取得

- ISO14001 または KES など第三者機関の認証取得をしている。
認証の種類: _____ 取得日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ISO14001 または KES など第三者機関の認証取得を計画している。
認証の種類: _____ 取得予定 _____ 年 _____ 月頃
- ISO14001 または KES など第三者機関の認証取得も計画していない。

1-3 含有化学物質に関わる品質保証体制の構築

- | | |
|--|--|
| ① 製造から出荷までの全ての工程、または、販売業のお取引先様においても部品受注から納品までの工程において、有害化学物質を含有する部品・製品を作らない、または、販売しない品質保証体制を構築し、常に維持向上に努めていますか？
*構築を計画中の場合は、構築予定時期をご記入下さい。 | <input type="checkbox"/> いる
<input type="checkbox"/> いない
年 月 頃 |
| ② 含有化学物質の管理体制において、上記①の各工程におけるそれぞれの責任者が決まっていますか？ | <input type="checkbox"/> いる
<input type="checkbox"/> いない |
| ③ 使用する部材の化学物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報管理・情報提供を含めて含有物質調査に協力することができますか？ | <input type="checkbox"/> いる
<input type="checkbox"/> いない |
| ④ 禁止物質含有品などの混入防止策としてロット識別管理や納入先において識別が可能な方法、およびお取引先様が含有品の追跡を可能にする出荷履歴管理体制が構築できていますか？ | <input type="checkbox"/> いる
<input type="checkbox"/> いない |
| ⑤ 有害化学物質に関する教育・啓発を従業員、および関連する業務従事者に対して行っていますか？ | <input type="checkbox"/> いる
<input type="checkbox"/> いない |
| ⑥ 含有化学物質に関わる品質保証体制に関して、関連する書類を整備していますか？
*書類がある場合は、別添にて書類の写しをご提出ください。 | <input type="checkbox"/> いる
<input type="checkbox"/> いない |

1-4 環境負荷低減への取り組み	
① 省資源 従来品より減量化、小型化、長寿命化することを図っていますか？	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 対象外
② 再使用 再生資源の積極的利用や部品の再使用を図っていますか？	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 対象外
③ リサイクル 回収を容易にするため、リサイクル材料の統一を図り、プラスチックの識別表示をしていますか？	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 対象外
④ 省エネルギー 従来製品より待機時、使用時のエネルギーを減少させるとともに、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を遵守する取り組みをしていますか？	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 対象外
⑤ 自主規制 製品アセスメント（製品が環境に与える影響を事前評価する）の取り組みがあり、実施していますか？	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 対象外
⑥ 廃棄物 有害物質の情報提供を行い、廃棄物の適正処理を行っていますか？	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 対象外
⑦ 物流 環境に配慮した輸送方法（鉄道輸送、低公害車の採用）や効率化（共同配送）、梱包材の再使用・リサイクルに取り組んでいますか？	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 対象外
⑧ 環境ラベル エコラベルや J-Moss グリーンマーク等の環境ラベル表示を行っていますか？	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 対象外

以下、島津製作所記入欄

担 当	確 認	承 認

以上

協力会社副資材調査票

株式会社島津製作所

御中

別紙 2 - 1

年 月 日

貴社製品の組立・加工に当たり、構成する部品の内、自己調達している副資材を下記に回答いたします。

また、貴社図面で指定されている部品の内、購入上の理由などで代替品を使用しているものについても記入しております。

なお、貴社より支給して頂いた副資材、または貴社指定の仕様で購入している副資材については除外しております。

- (例) 配管・配線固定材: 配線バンド、クランプ・クリップ
 配線補助部品: スリーブ、チューブ
 絶縁保護材: スパイラルチューブ、ワイヤーマーク、グロメット、キャップ、その他部品
 接着: 接着剤
 締結固定剤: ロックタイト
 梱包材: ビニール袋類
 緩衝材: 発泡プラスチック類

会社名 _____
 部署名および役職 _____
 氏名 _____ 印
 住所 _____
 TEL _____
 FAX _____
 E-mail _____
 取引先コード _____

(上記の欄もお取引先がご記入下さい)

副資材

No.	副 資 材				島津製作所 組立品P/N	島津製作所 組立品名称
	島津製作所 部品P/N	島津製作所 部品名称	メーカー名	メーカー部品番号・型番		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(続表 あり、なし (どちらかを○で囲んでください))

以上

No.	副 資 材				島津製作所 組立品P/N	島津製作所 組立品名称
	島津製作所 部品P/N	島津製作所 部品名称	メーカー名	メーカー部品番号・型番		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
0						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
0						

(続表 あり、なし (どちらかを○で囲んでください))

不足する場合は用紙をコピーしてお使いください。

以上

株式会社島津製作所

宛

年 月 日

特定の化学物質に関する非含有保証書(改訂 A)

会社名 _____
 部署名および役職 _____
 氏名 _____ 印
 住所 _____
 電話番号 _____
 FAX 番号 _____
 E-mail _____
 納入区分 原材料・部品 用度品・設備
 取引先コード _____
 (上記の欄もお取引先がご記入下さい。)

当社が納入する本紙に記載するすべての原材料・部品について、貴社グリーン調達基準の別表 1「禁止物質・管理物質リスト」に定める下記の禁止物質の含有が閾値以下であることを証明します。

含有禁止物質リスト

カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
鉛及びその化合物
水銀及びその化合物
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)

保証対象原材料・部品 (シリーズ名での記入も可能です。この場合はシリーズ内のすべての原材料・部品を保証していただきます。)

No.	島津製作所 P/N (JGP ファイルの部品番号)	納入品メーカー名 (JGP ファイルのメーカー名)	納入品型番 (JGP ファイルの型番)	納入品名称 (お取引先の部品名称)	適用除外 No (RoHS 指令 の除外項目)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(続表 あり、なし (どちらかを○で囲んでください))

以上

保証対象原材料・部品 (続表 /)

(シリーズ名での記入も可能です。この場合シリーズ内のすべての
原材料・部品を保証させていただきます。)

No.	島津製作所 P/N (JGP ファイルの部品番号)	納入品メーカー名 (JGP ファイルのメーカー名)	納入品型番 (JGP ファイルの型番)	納入品名称 (お取引先の部品名称)	適用除外 No (RoHS 指令 の除外項目)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
0					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
0					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
0					

(続表 あり、なし (どちらかを○で囲んでください) 不足する場合は用紙をコピーしてお使いください。)

以上

株式会社島津製作所
生産支援本部・調達部 宛

年 月 日

代替・新規部品および工程変更提案書

当社が貴社に納入する原材料・部品に
ついて、以下の通り、提案致します

会社名 _____
部署名および役職 _____
氏名 _____ 印
住所 _____
電話番号 _____
FAX 番号 _____
E-mail _____
納入区分 原材料・部品 用度品・設備
取引先コード _____

お願い：本紙は、**禁止 6 物質 (R o H S 指令
禁止物質)** に関わる通知と提案に、
使用して下さい。これ以外の目的の
提案は、従来からの提案書をご使用
下さい。

(該当する各項目に、 印をつけて下さい。)

(上記の欄もお取引先がご記入下さい。)

代替品提案		印刷、塗装の材質変更	
原材料・部品の変更		その他	
副資材 (はんだ・接着剤など) の変更			
めっき処理の変更			
新規部品提案		その他	
原材料・部品の新規提案			
副資材 (はんだ・接着剤など) の新規提案			
工程変更提案		生産方式の変更	
仕入先、購入先の変更		その他	
生産工場、生産国の変更			
具体的な提案内容 (島津部品番号 (あるもの) を記し、自由な書式で、必要なら別紙にてご提出下さい。)			
島津 P/N	島津名称	メカ P/N	メカ名称
_____	_____	_____	_____
現行			

提案			

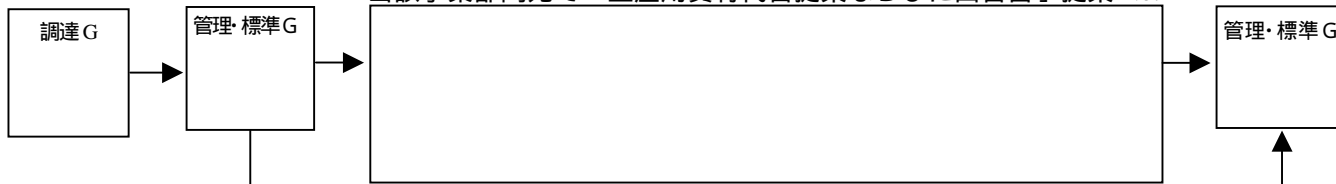
希望適用開始時期： 年 月頃 添付資料 (有・無)			

以上

以下は島津製作所使用欄です。

島津製作所整理番号：

当該事業部門宛て「生産用資材代替提案ならびに回答書」提案 No.



この提案書の審査・回答に際する処理は迅速に行うこと。

決定内容	承認 条件付き承認 (下記特記事項欄に記入) 下記理由により却下 実施予定 年 月頃	担 当	検 討	承 認
	特記事項			

株式会社島津製作所 生産支援本部 調達部 欧州規制対策チーム
〒604-8511 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
TEL 075-823-1151 FAX 075-842-0141
E-mail : green@group.shimadzu.co.jp